

**医薬品医療機器情報提供システム
及びPMDAウェブサイトの
サーバリプレイスの調達に関する情報提供依頼**

令和元年6月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

目次

1	情報提供依頼の概要	1
(1)	件名	1
(2)	用語の定義	1
(3)	業務・情報システムの概要	2
2	情報提供依頼の対象範囲と想定案	4
(1)	対象業務	4
(2)	基本構想	4
(3)	達成条件	5
(4)	前提条件	5
(5)	改善目標と想定案	6
(6)	スケジュール	8
3	情報提供の依頼	9
(1)	提出する資料	9
(2)	提出方法	11
(3)	質問方法	12
(4)	資料閲覧	12
4	参考資料	12
(1)	別紙	12
(2)	閲覧資料	12
5	関連する調達案件	13
(1)	現行システムの構築に関する調達案件	13
(2)	システム改修を予定している調達案件	13
6	提供された情報の取り扱い	13
7	窓口連絡先	14

1 情報提供依頼の概要

(1) 件名

医薬品医療機器情報提供システム及びPMDAウェブサイトのサーバリプレースの調達に関する情報提供依頼

(2) 用語の定義

表 1-1 用語の定義

用語	概要
医薬品医療機器情報提供システム (情報提供システム)	添付文書・副作用情報・不具合情報等に係る諸情報を管理し、ホームページを介して一般国民や医療関係者及び製薬会社・医療機器メーカーに提供するシステム。
企業サイト	製薬企業向けサイト及び医療機器業者向けサイトが存在する。いずれも、自社製品の添付文書について、新規掲載・改訂指示反映・削除等を実施することができ、また製薬企業向けサイトは追加で、医薬品の副作用症例情報について、一般公開前に企業向け確認を行うことができる。企業毎にアカウントが発行され、自社製品の情報のみ参照することができる。
医薬品医療機器情報配信サービス (PMDA メディナビ)	添付文書の改訂情報や安全性情報を希望する医療関係者等に対して、メールで情報提供する配信サービス。
PMDA ウェブサイト	審査、安全対策、健康被害救済業務等、PMDAの業務に係る情報発信及び添付文書等の情報検索機能を提供するシステム。
添付文書	医薬品においては、用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意等の定められた事項を記載し、医薬品に添付される文書。医療機器においては、使用方法その他使用及び取扱い上の必要な注意等の定められた事項を記載し、医療機器に添付される文書。
クラウド	ソフトウェアやハードウェアの利用権などをネットワーク越しにサービスとして利用者に提供する方式を「クラウドコンピューティング」(cloud computing)と呼び、データセンタや、その中で運用されているサーバ群のことをクラウドという。
Infrastructure as a Service (IaaS)	情報システムの稼働に必要な機材や回線などの基盤を、クラウドサービスとして遠隔から利用できるようにしたもの。

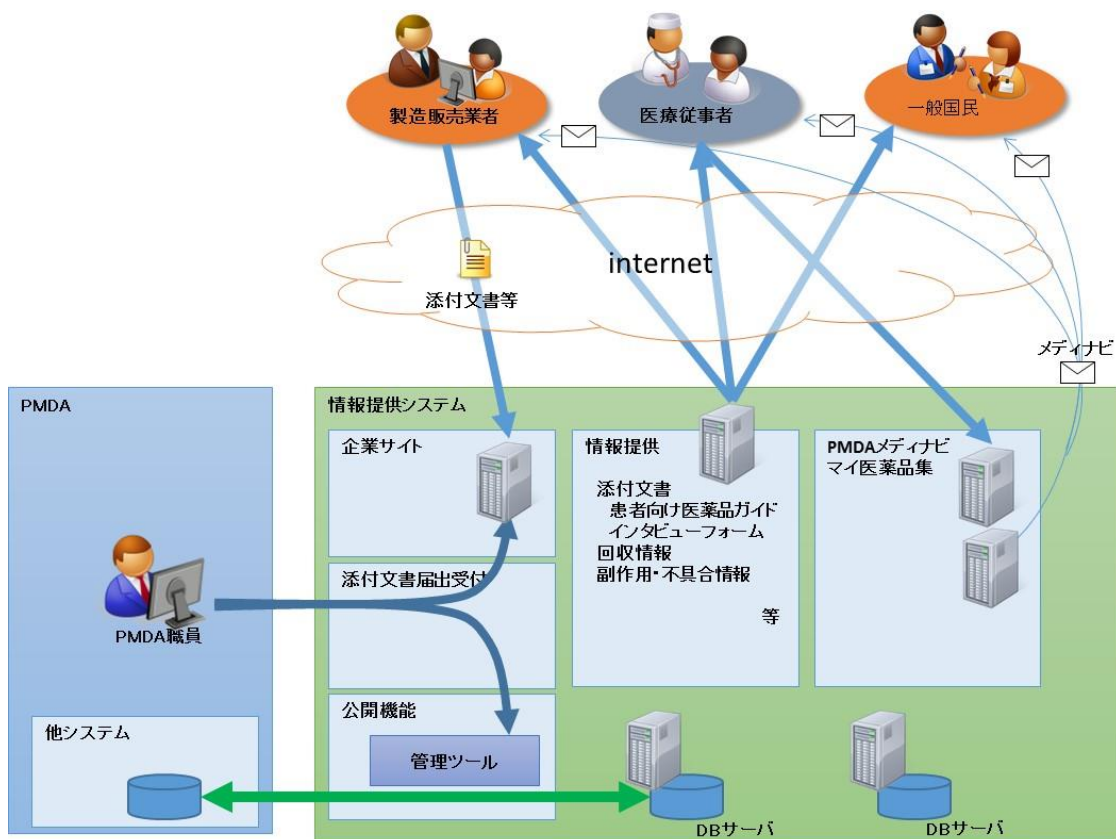
(3) 業務・情報システムの概要

① 情報提供システム

情報提供システムは、医薬品及び医療機器の安全対策等に係る添付文書情報やインタビューフォーム等の電子情報等を登録する機能の他、副作用が疑われる症例報告に関する情報などについて、PMDA ウェブサイトとは異なるドメインで情報発信を行っており、各種情報を提供する情報提供システムを PMDA の共通基盤とは別のデータセンタで運用している。

情報提供システムの各機能の概要について「図 1-1 情報提供システム概念図」に示す。

図 1-1 情報提供システム概念図

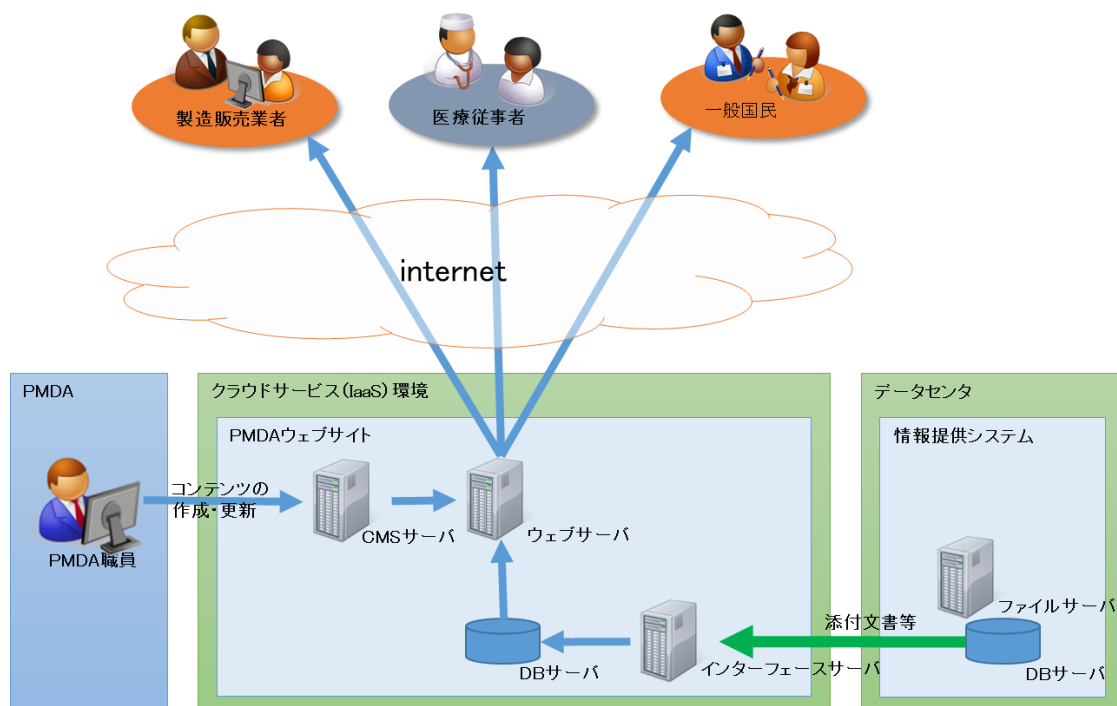


② PMDA ウェブサイト

PMDA ウェブサイトでは、医療従事者や企業、一般国民等、業務内容に応じて様々なステークホルダーに対して、審査、安全対策、健康被害救済業務等、PMDA の業務に係る情報を迅速かつ適切にお知らせする必要がある。その内、添付文書やインタビューフォーム等の一部の文書については、情報提供システムからデータ連携処理（以下、「連携処理」という。）を行い、情報検索機能（医療用医薬品、医療機器、一般用・要指導医薬品、体外診断用医薬品）で表示している。PMDA ウェブサイトは、PMDA の共通基盤や情報提供システムとは別のクラウドサービス（IaaS）環境で運用しており、ウェブサイトを公開するウェブサーバ、コンテンツを作成する CMS サーバ、ウェブサイトで検索する

添付文書などを関連システムから取得するインターフェースサーバなどで構成されている。

図 1-2 PMDA ウェブサイト概念図



③ PMDA 共通基盤

PMDA が運用する複数の業務システムを運用するためにデータセンタに構築した環境。PMDA が契約したデータセンタ内にハードウェア、ソフトウェア、ネットワークを搬入、設置、設定して全業務システムが利用可能な共用部分である PMDA 共通基盤を構築し、運用及び保守サービスを提供している。各業務システムは同データセンタ内に独自に導入するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークと共通基盤を組み合わせることで業務システムを運用することができる。各業務システムの利用により PMDA 共通基盤の増強が必要となる場合は、PMDA 共通基盤側と仕様を調整のうえで各業務システム側の負担で構築する必要がある。共通基盤には以下が含まれる。

- PMDA のオフィスとデータセンタ間の通信回線
- インターネットとデータセンタ間の通信回線
- インターネットとデータセンタ間のファイアーウォール
- IPS 装置
- 運用監視サーバ
- PMDA 職員分の Office365 及び RDP のライセンス
- MSS (Managed Security Service)

2 情報提供依頼の対象範囲と想定案

(1) 対象業務

今回の情報提供依頼（以下、「本RFIという。」）が対象とする情報提供システム及びPMDAウェブサイトのサーバリプレースの調達（以下、「本調達」という。）の予定範囲を以下のとおりとする。

① 対象システム

- 情報提供システム
- PMDA ウェブサイト

② 対象業務

ア 初期構築

- 構築作業（PMDA 共通基盤への移設、ハードウェア及びソフトウェアの更改¹、回線敷設に伴うシステムの再構築作業）
- ハードウェア及びソフトウェアの更改に伴うアプリケーションの改修作業
 - ◇ 情報提供システム：機能の追加・変更の改修は含まない
 - ◇ PMDA ウェブサイト：「2（5）改善目標と想定案」に示す連携処理及び情報検索機能以外の改修は含まない
- ソフトウェア・ライセンスの提供

イ ランニング

- ハードウェアの提供（リース）
- ソフトウェア・ライセンス（サブスクリプション形式のソフトウェアの場合）
- ハードウェア及びソフトウェアの保守サービスの提供
- データセンタの提供（構築期間及び運用期間）
- 回線の提供

ウ 運用期間終了後の撤去及び現状復帰作業

(2) 基本構想

- ライフサイクルコスト（TCO）の低減
インフラの初期費用及びランニング費用、インフラの更改に伴うアプリケーション改修費用、運用支援の費用を含めた費用全体の低減を図る。
- 提供サービスの向上
情報提供システムで登録された添付文書やインタビューフォーム等が速やかにPMDA ウェブサイトに連携され、検索できるようにする。

¹ ハードウェア及びソフトウェアを不具合や脆弱性に対応するサービス提供が継続する製品やソフトウェアのバージョンへの変更

- サイバー脅威への対策強化
共通基盤で提供される MSS を活用し、通信の監視と初動対応の強化を図る。

(3) 達成条件

- 情報提供システムのハードウェア及びソフトウェアの更改とそれに伴うアプリケーションの改修を行い、ハードウェア及びソフトウェアのベンダーによるサポートが稼働開始から 5 年間可能な状態にすること。
※上記条件を満たし、合理的な理由があれば、運用期間の延長、段階的な移行及び改修を可とする。

(4) 前提条件

- 令和 2 年 6 月頃から令和 3 年 3 月末に情報提供システム及び PMDA ウェブサイトのアプリケーションの改修（以下、「令和 2 年度機能改修」という。）を行う見込みである。（本 RFI の対象業務には含まれず、別案件として実施する。）
- PMDA 共通基盤への統合を前提とすること。但し、経済的、セキュリティ及び可用性などの総合的な観点で優位性である場合は、その根拠を示したうえで PMDA 共通基盤へ統合しない提案を可とする。
- 現行システムと同等の処理能力、回線帯域とすること。ストレージは現行の最大 1.5 倍の使用量を想定した容量とすること。但し、システム改修により必要なリソースの削減が見込める場合は、応分の削減を認めることとする。

(5) 改善目標と想定案

現状	改善目標	想定案
<p>情報提供システムのハードウェアの5年間のリース期間が令和3年7月末に終了し、ハードウェア及びソフトウェアのサポート期間の終了が迫っている。</p>	<p>情報提供システムをハードウェア及びソフトウェアのベンダーによるサポートが可能な状態にする。</p>	<p>令和4年3月末までリース期間を延長し、令和4年3月末までに情報提供システムのハードウェア及びソフトウェアの更改とそれに伴うアプリケーションの改修を行う。</p>
<p>クラウド環境に構築したPMDAウェブサイトの契約期間が令和3年7月末に終了する。</p>	<p>経済的、セキュリティ及び可用性などの総合的な観点で優位な環境に移設して稼働する。</p>	<p>令和4年3月末まで契約期間を延長し、令和4年3月末までにPMDA 共通基盤と同じデータセンタに移設する。但し、クラウド環境で運用した方が経済的、セキュリティ及び可用性などの総合的な観点で優位な場合は、クラウド環境での運用も可能とする。</p>
<p>PMDA ウェブサイトのソフトウェアのバージョンアップ及びそれに伴うアプリケーションの改修を令和元年9月末までに完了する。ソフトウェアのサポート期間が令和6年前後頃（運用期間の終了前）に終了する見込みである。</p>	<p>PMDA ウェブサイトをハードウェア及びソフトウェアのベンダーによるサポートが可能な状態にする。</p>	<p>令和4年3月末までに情報提供システムのハードウェア及びソフトウェアの更改に伴うアプリケーション（情報提供システムとの連携処理）の改修を行い、ソフトウェアのサポート期限が切れる前にソフトウェアの更改とそれに伴うアプリケーションの改修を行う。但し、令和4年3月までに全てのソフトウェアの更改とそれに伴うアプリケーションの改修を行うことが可能であり、経済的に有利な可能も考えられるため、比較して検討する。</p>

現状	改善目標	想定案
<p>PMDA 共通基盤が平成 31 年 1 月に構築され、一部のネットワーク装置、回線、セキュリティ装置、運用管理サーバ等を共用可能となった。また、情報提供システム及び PMDA ウェブサイトを PMDA 共通基盤と同じデータセンタで稼働可能となった。PMDA 共通基盤、情報提供システム及び PMDA ウェブサイトで集約可能な回線、ハードウェア及びソフトウェアが存在している。</p>	<p>回線、ハードウェア及びソフトウェアを削減する。</p>	<p>PMDA 共通基盤を共用することにより、回線、ハードウェア費用を削減する。</p>
		<p>情報提供システムと PMDA ウェブサイトの一部のサーバ、ネットワーク装置、セキュリティ対策装置などを共用することによりハードウェア及びソフトウェアを削減する。</p>
		<p>情報提供システムと PMDA ウェブサイトを同じデータセンタで稼働することにより、データセンタ間のネットワーク障害によるサービス中断/停止を解消する。</p>
		<p>情報提供システムと PMDA ウェブサイトを同じデータセンタで稼働することにより、回線を通るトラフィックを削減する。</p>
<p>遠隔地にあるシステム間で連携処理を行っているために発生するデータ連携のタイムラグ、サーバ・リソースの消費、運用・保守の工数の課題がある。</p>	<p>連携処理によるコピーされたデータ及びバックアップ領域、バッチ処理のための CPU 又はサーバを削減する。</p>	<p>情報提供システムから PMDA ウェブサイトへの連携処理を廃止し、連携処理でコピーされたデータ、ログファイル及びそれらのバックアップ・ファイルにより消費されるディスク容量、バッチ処理に消費される CPU 又はサーバを削減してハードウェア費用を削減する。</p>
	<p>連携処理による情報提供システムから PMDA ウェブサイトにデータが反映されるまでのタイムラグを短縮、又は、解消する。</p>	<p>連携処理を見直す、又は情報検索機能を直接参照する方式に変更して連携処理を廃止することによりタイムラグの短縮又は遅延の解消、連携処理における障害発生頻度の低減又は解消を図る。</p>
	<p>連携処理における障害発生頻度を低減、又は解消し、データ連携の遅延回数、及び運用・保守工数を削減する。</p>	<p>連携処理を見直す、又は情報検索機能を直接参照する方式に変更して連携処理を廃止することにより連携処理における障害発生頻度を低減、又は解消し、運用・保守費用を削減する。</p>

(6) スケジュール

① 本 RFI のスケジュール

- 令和元年6月：本 RFI
- 令和元年7月26日：本 RFI の資料閲覧の申込期限
- 令和元年8月30日：本 RFI の資料提出その1（3（1）提出する資料①から⑧）提出期限
- 令和元年11月15日：本 RFI の資料提出その2（3（1）提出する資料⑨から⑩）提出期限
- 資料提出後から令和元年12月頃：照会、資料の説明または追加の資料等の提出（PMDA が依頼する場合）

② 令和2年度機能改修スケジュール

- 令和2年6月頃：アプリケーションの改修開始
- 令和3年3月頃：アプリケーションの改修完了

③ システム構築スケジュール案

ア 案1：令和2年度機能改修とシステム構築を同時実施

- 令和2年8月頃：情報提供システム及びPMDA ウェブサイトの次期システムの構築開始
- 令和3年7月末：現行情報提供システムのリース期間及びPMDA ウェブサイトのクラウドサービスの契約期間終了。
- 令和3年8月：情報提供システム及びPMDA ウェブサイトの次期システムの稼働開始
- 令和6年頃：PMDA ウェブサイトのソフトウェア更新
- 令和8年7月：情報提供システム及びPMDA ウェブサイトの次期システムの運用期間終了に伴う撤去及び現状復帰作業（次期システムを5年間で運用を終了して次々期システムに切り替える）

イ 案2：令和2年度機能改修後にシステム構築を実施

※「2（5）改善目標と想定案」で想定したスケジュール案

- 令和3年4月頃：情報提供システム及びPMDA ウェブサイトの次期システムの構築開始
- 令和3年7月末：現行情報提供システムのリース期間及びPMDA ウェブサイトのクラウドサービスの契約期間終了。令和4年3月末までリース及びクラウドサービスの契約期間を延長。
- 令和4年4月：情報提供システム及びPMDA ウェブサイトの次期システムの稼働開始
- 令和6年頃：PMDA ウェブサイトのソフトウェア更新
- 令和9年3月：情報提供システム及びPMDA ウェブサイトの次期システムの運

用期間終了に伴う撤去及び現状復帰作業（次期システムを5年間で運用を終了して次々期システムに切り替える）

3 情報提供の依頼

「2（3）達成条件」を満たし、「2（5）改善目標と想定案」の改善目標をできるだけ多く実現するために必要な情報提供に関する資料を作成すること。

なお、「2（5）改善目標と想定案」及び「2（6）スケジュール」は、現時点での想定を示したものであるため、より良い提案を妨げるものではない。

本RFIにて提供される情報については、一部の範囲の情報提供でも可とする。

（1） 提出する資料

各資料の提案内容について達成する「2（5）改善目標と想定案」の改善目標及び提案内容を選択した合理的な理由を記載すること。

① システム構成（案）

次期システムの全体構成に関する資料

- 主要なハードウェアやソフトウェア、利用する技術を記載すること。
- ハードウェアの物理構成、ハードウェア及びネットワークの論理構成を記載すること。
- インターネットと接続する回線、通信機器、セキュリティ装置、LANを共通基盤と共有する場合と共有しない場合のシステム構成を作成すること。また、クラウドサービス及びその他のシステム構成を提案可能な場合は、その構成も作成すること。
- 「2（5）改善目標と想定案」の改善目標を達成するためのポイントを説明すること。
- 提案する構成を採用することにより削減が可能となるハードウェア、ソフトウェア、回線を示すこと。
- 「2（5）改善目標と想定案」の改善目標は現時点で想定される改善案の候補を示したものであり、必ずしも全て達成する必要はなく、また、その他のより良い提案を妨げるものではない。初期費用及び運用期間中のランニング費用、スケジュール、リスクなどを勘案して最良と考える提案をすること。その際、メリット／デメリットを示すこと。
- 運用期間中の製品サポートを維持できるものを使用すること。
- 以下の運用管理を行うための構成を記載すること。ただし、全てをシステムで行う必要はなく、マニュアル運用を含めて費用と運用工数を考慮して最適な提案とすること。
 - 構成管理（サーバや通信機器、セキュリティ装置などの構成の不正な変更の検出、ドキュメントやソースコードのライブラリ管理を含む）

- ログ管理（ログの不正な改ざんや削除を防止・検出する仕組みを含む）
- アカウント管理（アカウントと権限の棚卸を含む）
- IT資産管理（導入されたハードウェア及びソフトウェアの棚卸、不正に導入されたソフトウェアの検出を含む）
- 特権 ID 管理（許可された作業以外に特権 ID が使用された実績の検出を含む）

② スケジュール（案）

- 「2（6）③ システム構築スケジュール案」の「ア 案1：令和2年度機能改修とシステム構築を同時実施」及び「イ 案2：令和2年度機能改修後にシステム構築を実施」の2案を比較した検討をすること。
- 連携処理を見直す、又は情報検索機能を直接参照する方式に変更して連携処理を廃止する改修に関して、システム構築時に改修する場合と令和6年頃のPMDAウェブサイトのソフトウェア更新時に改修する場合を比較した検討をすること。
- システム構築及び改修にかかる必要な期間を記載すること。
- 作業の工程、マイルストーンを記載すること。
- 運用期間中に製品サポートが終了する場合は、ハードウェア及びソフトウェアの更改とそれに伴うアプリケーション改修をスケジュールに含めること。

③ 概算費用の見積り

- 年度別及び初期費用／ランニング費用の分類を記載すること。
- 調達の単位毎に記載すること。
- ハードウェア、ソフトウェア、回線、作業費、データセンタ又はクラウドサービス、保守費用別に記載し、可能な限り細分化すること。
- 買い取り及びリースする場合の費用を記載すること。
- 運用期間中に製品サポートが終了する場合は、ハードウェア及びソフトウェアの更改とそれに伴うアプリケーション改修費用を見積りに含めること。
- 「2（6）③イ 案2：令和2年度機能改修後にシステム構築を実施」における、情報提供システム及びPMDAウェブサイトの契約延長にかかる費用はPMDAにて算出するものとする。

④ 前提条件

- 見積りを作成するにあたり「2（4）前提条件」と異なる前提条件を用いる場合は、その内容を記載すること。

⑤ 想定されるリスク

以下の想定されるリスク及びリスク軽減又は回避できる有効な方法や効率的に行うための工夫を記載すること。

- 本調達のリスク。
- 並行して行われる令和2年度機能改修に伴うリスク。
- 連携処理を見直す、又は情報検索機能を直接参照する方式に変更して連携処理を廃止するアプリケーションの改修とハードウェア及びソフトウェアの更改とそれ

に伴うアプリケーション改修を同時に行う場合のリスク。

- その他に想定されるリスク。

⑥ 調達単位の提案

- 役割や実施時期、競争性を高めるうえで調達を分離することが望ましい場合は、各調達の範囲と実施時期を提案し、その理由を記載すること。
- 運用支援の調達の単位（情報提供システムとPMDAウェブサイトを個別又は一括して調達）、期間（望ましい期間）とその理由を記載すること。

⑦ 費用削減の提案

- 「2（5）改善目標と想定案」以外の費用削減案があればその方法と削減額を記載すること。

⑧ その他の提案

- その他により良い調達とするための提案があれば、工夫する事項や調達仕様書に盛り込むことを推奨する事項などを記載すること。

⑨ 成果物

- 次期システムの構築を成功裏に完了し、その後、保守・運用又は改修がスムーズに行えるようにするために作成すべき成果物を記載すること。
- 次期システムの構築時にかかる工数及び費用も考慮すること。

⑩ 機能要件及び非機能要件

- 調達仕様書に盛り込むべき機能要件及び非機能要件を記載すること。

（2） 提出方法

① 様式

- 様式は「別紙2 提出資料の書式と記載事項」を参照すること。Microsoft Word 2013、同 Excel 2013、同 Power Point 2013 で読み込み可能な形式及びPDF形式とすること。ただし、PMDAが他の形式による提出を求めた場合は、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- 資料提供依頼内容すべての提出が困難である場合は、内容の一部のみの提出でも可とする。
- すべて日本語による対応とする。

② 提出方法

- 「7 窓口連絡先」へ電子メールにて提出とする。
 - 提出を受けた資料に対し、照会、資料の説明または追加の資料等の提出を依頼する場合がある。

- 電子メールに添付する電子ファイルは暗号化すること。
- 電子メールの本文には、会社名又は機関等名称、所在地、担当者名、部署名、電話番号及び連絡用の電子メールアドレスを記載すること。

③ 提出期限

提出する資料①から⑧：令和元年8月30日（金）

提出する資料⑨から⑩：令和元年11月15日（金）

（3） 質問方法

① 質問方法

- 「7 窓口連絡先」へ電子メールにて提出とする。
- 電子メールの本文には、会社名又は機関等名称、所在地、担当者名、部署名、電話番号及び連絡用の電子メールアドレスを記載すること。
- 電子メールに添付する電子ファイルは暗号化すること。
- すべて日本語による対応とする。

② 質問期限

令和元年8月23日（金）

（4） 資料閲覧

① 閲覧方法

- 「7 窓口連絡先」へ電子メールにて資料閲覧を申し込むこと。
「2（6）① 本RFIのスケジュール」に記載の期限までに申し込みされなかった場合は、資料閲覧及び本RFIの提出ができない。
- 資料閲覧前に「秘密保持等に関する誓約書」を提出すること。
- 資料を保存したメディアを貸与、又はPMDA内会議室で閲覧頂く。
- メディアを貸与した場合は、「2（6）スケジュール」の資料提出その2（3（1）提出する資料⑨から⑩）提出期限までに返却すること。

4 参考資料

（1） 別紙

別紙1 秘密保持等に関する誓約書（様式）

別紙2 提出資料の書式と記載事項

（2） 閲覧資料

① 事業者が閲覧できる資料一覧

閲覧資料1 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報セキュリティポリシー

閲覧資料2 セキュリティ管理要件書（ひな型）

- 閲覧資料3 PMDA システム運用管理基準
- 閲覧資料4 医薬品医療機器情報提供システム設計書 (※1)
- 閲覧資料5 PMDA ウェブサイト設計書 (※1)
- 閲覧資料6 PMDA 共通基盤設計書 (※2)

※1 システム構成（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成）、業務システムの機能に関する設計書、非機能要件（セキュリティ要件、可用性要件、規模要件）

※2 システム構成（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成）、MSS サービス定義（MSS メディアは貸与不可とし、PMDA 内会議室での閲覧のみ）

※3 閲覧資料は、PMDA に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した事業者から申し出があれば開示する。

5 関連する調達案件

(1) 現行システムの構築に関する調達案件

表 5-1 関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等（既存契約）

項番	調達案件名	調達の方式	実施時期	事業者名	補足
1	医薬品医療機器情報提供システム機材更新及びシステム移行業務	一般競争入札（総合評価落札方式）	平成 27 年 5 月から令和 3 年 7 月	富士通株式会社	現行情報提供システムの基盤更新及び賃貸借
2	PMDA ウェブサイト基盤運用保守	一般競争入札（最低価格落札方式）	平成 31 年 4 月から令和 3 年 7 月	日鉄ソリューションズ株式会社	PMDA ウェブサイトの基盤更新及びクラウドサービスの提供

(2) システム改修を予定している調達案件

表 5-2 関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等（契約予定）

項番	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	医薬品医療機器情報提供システム及び PMDA ウェブサイトの改修業務	一般競争入札	令和 2 年 6 月頃から令和 3 年 3 月末	添付文書の登録及び検索機能の拡張に関するアプリケーションの改修業務

6 提供された情報の取り扱い

本 RFI において、提供を受けた提案、資料等（以下「受領資料」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

- 本資料は、今後の調達に係る契約に対する意図や意味を持つものではない。
- 提出を受けた資料は、それをもって将来の調達を約束するものではない。
- 資料等の提出の実施に要した費用は、資料等提出者の負担とする。
- 提出を受けた資料等は、返却しない。

- 提出を受けた資料等については、今後作成する調達仕様書に反映する場合がありますので、機密性が高い情報を含む場合には、該当箇所にその旨を記載する。

7 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

安全性情報・企画管理部 リスクコミュニケーション推進課

担当：松田

電話：03（3506）9482

Email：matsuda-akiko●pmda.go.jp

（迷惑メール対策のため、●は@に置き換えて下さい。）